

意見書

意見提出者

所属(会社名・団体名等)(※1)	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
氏名(※2)	会長 会田容弘
住所(※2)	東京都渋谷区代々木1-36-1オダカビル6階
連絡先	連絡担当者氏名:木村 孝 電話:03-5304-7511 e-mail:info@jaipa.or.jp

※1 個人の場合は「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

意見提出フォーマット

左欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ(案)」の目次を抜粋する形で設けたものです。

<第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について>	
1. 検討の背景等	
(該当箇所)	(意見) (特になし)
2. 発信者情報開示の概要	
2-(1)プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の概要	
(該当箇所)	(意見) (特になし)
2-(2)発信者情報開示の実務の現状	
(該当箇所) 発信者情報開示の場面で、問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多いため、多くの場合、①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アク	(意見) 当協会所属のISP事業者(取りまとめ案では「アクセスプロバイダ」)への聞き取りによれば、主に国内のコンテンツプロバイダでの権利侵害投稿の場合、コンテンツプロバイダから裁判手続きを経ずに開示を受けたIPアドレスとタイムスタンプに

<p>セスプロバイダへの開示請求を経て、発信者を特定した上で、③ 発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要になっている。</p>	<p>より、ISP事業者への照会が行われることが決して少なくないとのことです。発信者を特定するまでに要する裁判手続は1回です。</p> <p>発信者が特定された後のことはISP事業者でうかがい知ることはできませんが、裁判外での和解交渉を試みる例は少なくないと考えられます。</p> <p>最大で3回の裁判手続が必要であることは取りまとめ案の通りですが、多くの場合に3回の裁判が必要になるとまではいえないと考えます。</p> <p>また、損害賠償請求は発信者が匿名でも実名でも変わらない手続ですので、発信者を特定するために追加的に必要となる裁判手続は、1回または2回です。</p> <p>「発信者情報が裁判外で開示されないことが多い」こと、「多くの場合、（略）3段階の裁判手続が必要になっている」という点については、制度改正を検討する上での重要な前提事実と思われしますので、報告書にも根拠やデータを盛り込み、構成員と事務局の共通理解の上で進めてくださるよう要望します。</p>
--	---

2-(3)現状の発信者情報開示の実務における課題

(該当箇所)	(意見)
<p>近年、投稿時のIPアドレス等を記録・保存していないコンテンツプロバイダの出現により、投稿時のIPアドレスから通信経路を辿ることにより発信者を特定することができない場合があるほか、アクセスプロバイダにおいて特定のIPアドレスを割り振った契約者（発信者）を特定するために接続先IPアドレス等の付加的な情報を必要とする場合があるなど、現行の省令に定め</p>	<p>後段については、IPv4アドレスの枯渇により、アクセスプロバイダが提供する1つのIPv4アドレスを複数のユーザで共用するサービスが増えていることが背景にあると考えられます(注)。</p> <p>この点に対応して、すでに省令では開示対象にポート番号が追加されていますが、そもそもコンテンツプロバイダ側で発信者のポート番号をログに記録していない例もあり、その場合は特定のために他の情</p>

られている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加している。

報が必要になります。

接続先IPアドレスを開示対象に加えることで被害者の救済に資するのであれば、追加自体は有益と思います。

ただ、コンテンツプロバイダは多数のサーバを分散設置してサービスを提供しているため、どのサーバに着信したかをコンテンツプロバイダ側で記録していなければ、省令の開示対象に加えても奏功しない例が多くなります。

ISP事業者においても、「接続先IPアドレス」をログに記録する事業者は一部にとどまります。接続したwebサイトなどは個々の通信そのものの履歴であり、量も膨大なため、設備の構成上どうしても必要な場合でなければ、記録・保存することは困難です。

仮に記録されていても、記録の目的は装置の故障対応などに限られるため、保存期間は極めて短いことが想定されます。

このような点にも考慮の上、検討くださるようお願いいたします。

(注)NTT東西の光アクセスサービス（「フレッツ」と光卸）でIPoE方式を利用する場合、1つのIPv4アドレスを複数のユーザで共用することがほとんどであるところ、NTT東日本では2019年12月の段階でIPoEユーザがすでに56%に達するなど、IPアドレスだけで発信者を特定できない事例は今後も増えることが想定されます。（参考：2020年1月22日 JANOG45における、NTT東日本 山口ただゆき氏発表資料
https://www.janog.gr.jp/meeting/janog45/application/files/8215/7950/7604/025_nttngn_02-yamaguchi.pdf)

<p>前述のとおり、権利侵害が明白と思われる場合であっても、実務上、発信者情報がプロバイダから裁判外で（任意に）開示されることはそれほど多くはないことが指摘されている。</p> <p>このため、裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のためは、一般的に、①コンテンツプロバイダ への仮処分申立て、②アクセスプロバイダへの訴訟提起という2回の裁判手続が必要になることから、これらの裁判手続に多くの時間・コストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっている。</p>	<p>取りまとめ案では、権利侵害が明白と思われる事例でも開示関係役務提供者が裁判外の開示を拒否するような印象を受けてしまいます。</p> <p>しかし、取りまとめ案4ページにも「問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多いため、」と記載されている通り、裁判外の開示に応じられないのは、開示関係役務提供者において権利侵害が明白と判断できないからにほかなりません。</p> <p>このため、「前述のとおり・・・指摘されている。」の部分で、「実務上、プロバイダにおいて権利侵害が明白と判断できないなどの理由により、発信者情報が裁判外で（任意に）開示されることは決して多くはないことが指摘されている。」のように修文されるよう要望します。</p> <p>もちろん、被害者にとって裁判手続の負担が重いことは承知しており、手続の重複の排除など、負担を軽減できるところから軽減することが必要と思います。</p>
<p>3. 検討に当たっての基本的な考え方</p>	
<p>（該当箇所）</p> <p>具体的には、発信者情報開示請求に係る制度の趣旨は、裁判を受ける権利の保障という重要な目的を達成するために、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密を制約する上で、当該制約を必要最小限度のものにとどめる必要があるという前提を踏まえ、権利侵害を受けたとする者（「被害者」）の救済がいかに円滑に図られるようにするか、という点（被害者救済という法益）と、適法な情報発信を</p>	<p>（意見）</p> <p>発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密への制約は、目的のための最小限度にとどめなければならないという前提が守られるよう、議論のすべての場面において、特に配慮をお願いします。</p> <p>発信者情報開示において、様々な手続きが被害者に過重な負担となっている点については、その解消を図ることが重要であり、全く異論はありません。</p> <p>一方、開示の要件そのものを下げることや、発信者の意見を反映する機会を縮小す</p>

<p>行っている者のプライバシー・通信の秘密をいかに確保するか、という点(表現の自由の確保という法益)の両者の法益を適切に確保することにあると考えられる。</p>	<p>ることは、インターネット上の表現全般への萎縮効果が強く懸念されるため、きわめて慎重に考えられるべきです。</p> <p>口コミサイトの投稿などにおいて、一見して正当な論評と思えるような場合でも、ISP事業者では発信者情報開示請求を受けることがあり、発信者にとっては発信者情報開示請求の手續に巻き込まれること自体が、表現の大きな萎縮につながります。</p> <p>権利侵害の被害者に過重な負担が生じていることは解消しなければなりません。表現全般への萎縮が生じないよう、くれぐれも細心の注意を払っていただきたいと思います。</p> <p>なお、そもそも発信者情報開示が民事の手續に位置付けられる限り、被害者側で証拠を揃えて手續を進めるという構造自体を変えることは困難ですし、特に発信者が開示に同意しない場合については、手續きの迅速化や簡素化にも限度があります。</p> <p>制度をどのように改善しようとも、開示請求にあたって被害者の負担を伴うことは避けられませんので、行政による被害者の支援を充実させ、被害者の泣き寝入りを防ぐことが重要と考えます。すでに新型コロナウイルス感染症の罹患者の権利を侵害する事案について、自治体が証拠の収集・保全に動き出していることなどは、被害者救済の実効性を高める大変有意義な取り組みです。</p>
<p><第2章 具体的な検討事項></p>	
<p>1. 発信者情報の開示対象の拡大</p>	
<p>1-(1)概要</p>	
<p>(該当箇所) 「開示対象に関する以上のような基本</p>	<p>(意見) 発信者情報の範囲を省令に委任した趣</p>

<p>的な考え方を踏まえると、サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適当と考えられる。」(p.7)</p>	<p>旨からも、技術的な動向の変化などに合わせて適切に改廃することが必要と考えます。</p>
---	--

1-(2)電話番号

(該当箇所)	(意見)
<p>(全般)</p>	<p>電話番号は、発信者を特定するために合理的に有用な情報であることは確かですが、以下の点に十分な配慮が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号は電話会社で短期間に削除されることがないため、IPアドレスとタイムスタンプの組み合わせと異なり、保存期限の問題が生じません。IPアドレスについては、保存期間との関係で仮処分（保全）の必要性が認められていますが、電話番号の開示を仮処分で行う必要はないと考えます。住所氏名と同様、発信者側の主張の機会が十分保障される手続により行われる必要があります。 ・取りまとめ案では、開示を受けた電話番号をもとに電話会社に弁護士会照会を行うことが想定されています。しかし、弁護士会照会の手続きには発信者の意見を照会する機会が保障されていないため、コンテンツプロバイダが電話番号の開示を判断する時点で意見照会ができなければ、発信者は一度も意見を聴かれる機会のないまま、住所氏名を開示されることとなります。発信者の意見を聴く機会をコンテンツプロバイダにおいて現実的に保障できるか、実務面での実態把握をふまえて、慎重に検討されるようお願いいたします。（なお、ISP事業者は発信者に対して書面で意見照

	<p>会を行っています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業から行われる発信者情報開示請求においては、顧客や従業員による当該企業の口コミ情報などに関連するものが多く寄せられていますが、企業は顧客や従業員の電話番号を保有していることが一般的であるため、電話番号の開示は住所氏名の開示と実質的に等しい結果になります。これらの投稿への萎縮など、様々な影響が懸念されます。 ・もし電話番号の開示が実質的に住所氏名の探知に直結するような場合、電話番号の開示の時点で開示関係役務提供者において慎重な判断を促す制度を維持することが重要です。
<p>「また、既に発信者情報開示の対象とされている他の情報（メールアドレス等）と比較しても、ユーザの登録者情報として保有されているという点で同様であり、電話番号それ単体では特定個人を識別できないという意味では、必ずしも特に高度のプライバシー性があるとまではいえないと考えられる。」(p.9)</p>	<p>前述の通り、電話番号は容易に個人とひもづけられ、これが開示されることで、住所氏名の開示と実質的に等しい結果になる場合も多いですから、「電話番号それ単体では特定個人を識別できないという意味では、特に高度のプライバシー性があるとまではいえない」ということはありません。</p>
<p>「登録者情報の真贋性確認等のため、ショートメッセージサービス(SMS)を用いた認証が行われることも多い。また、コンテンツプロバイダがユーザの登録者情報として電話番号を保有しているケースであっても、ユーザの正確な氏名・住所は保有していない場合が多い。」(脚注10)</p>	<p>電話番号を開示対象に加える場合、ISP事業者から住所・氏名とともに電話番号が開示される場合も想定されます。</p> <p>研究会では、電話番号の真贋確認について、SMS認証に使われた電話番号に限るべきかの議論が行われていましたが、ISP事業者から開示されることも想定する場合、ISP事業者では電話番号の真贋確認を行っていない(単に連絡先情報として収集している)ケースが多いことに留意ください。</p>
<p>「権利侵害を受けたとする者は、コンテンツプロバイダ から発信者の電</p>	<p>弁護士会照会や刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会を受けた電気通信事業者</p>

<p>話番号の開示を受けることができれば、後述のとおり、当該電話番号を発信者に割り当てた電話会社に対して、弁護士会照会（弁護士法第23条の2）等を通じて、発信者の氏名及び住所を取得することにより、発信者を特定することが可能になると考えられる。」（p. 8）</p> <p>「この際、コンテンツプロバイダが保有していた登録者情報としての電話番号に関して、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、電話会社は、弁護士会照会に応じて、発信者の氏名及び住所を回答することができる旨について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説に記述すること等により、これを明らかにすることが適当であると考えられる。」（p. 11）</p> <p>「当該電話番号は侵害投稿通信という個々の通信との関係がうかがえるのではないかという指摘もあるところ、電話会社にとっては、電話番号は当該侵害投稿通信とは無関係であると考えられる。」（脚注13）</p>	<p>では、その照会が個々の通信に関連するものであるかどうかを実質的に判断することが必要であり、「電話番号であれば個々の通信とは無関係」というように、形式的な判断はしていません。多くの電気通信事業者における実務でも、電話番号など入手した経緯を確認し、個々の通信と関係がないことを確認の上で照会に応じています。</p> <p>発信者情報開示制度は、そもそも個々の通信の発信者を探知するための制度ですので、これにより入手した電話番号を「個々の通信とは無関係」と断定することは、妥当ではないように思われます。</p> <p>また、それが通信の秘密に当たるかは利用者の立場（視点）で判断するべきですから、「電話会社にとっては、電話番号は当該侵害投稿通信とは無関係である」ことをもって、問題の通信の発信者の住所氏名が通信の秘密の保護を受けないとする考え方は、再考をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、「コンテンツプロバイダが保有していた登録者情報としての電話番号に関して、」の部分に関連して、ユーザ登録型（アカウント登録制）のSNSなどでは、SNSのユーザID（アカウント名）をもとにSNS事業者が弁護士会照会を行い、事業者が登録者情報を回答できる場合もあると思いますので、この点を検討し、取りまとめやガイドラインなどに盛り込んでいただくことも有益と考えます。</p>
<p>1-(3)ログイン時情報</p>	
<p>（該当箇所） （全般）</p>	<p>（意見） 現在の法令上、(1)ログイン時のIPアドレスとタイムスタンプが開示対象の発信者情報にあたるか (2)ログイン行為の通</p>

	<p>信を媒介した電気通信事業者が、開示関係役務提供者になるかは明確ではないと思います。(1)は裁判例も分かれているような状況であり、開示関係役務提供者において自主的に判断するには負担が重い(法律の枠組みを考えれば、裁判外では開示拒否が妥当な結論になる)と考えます。このため、法令で明確にすることが必要です。</p> <p>このうち(1)については、ログイン行為と投稿行為で使われたログインIDの同一性が確保できるならば、本人の特定に資する情報であることから、省令に追加されること自体に違和感はありません。</p> <p>(2)については、ログイン行為と投稿行為は性質の異なる通信であり、現行法の解釈によって開示関係役務提供者の範囲に含まれると考えるのは妥当と思われなため、ログイン時情報をもとに発信者情報開示請求を可能とするならば、法律の改正が必要と考えます。</p> <p>IPアドレスの開示を受けた被害者が、次にISP事業者が開示請求をする流れを考えれば、上記(1)(2)は一体として検討される必要があります。</p>
<p>「この点を踏まえると、ログイン時情報を開示対象とする場合であっても、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある。」(p.13)</p>	<p>発信者(アカウント)の同一性が担保されていれば、アカウントの共有などの事情があつたとしても、本人の特定に資する情報とされることに違和感はありません。(省令に規定される住所や氏名について、「発信者その他侵害情報の送信に係る者」と規定されていることと同様、まずはアカウントの名義人にたどりつき、それを手がかりに発信者を特定することになると思います。)</p>
<p>②開示の対象とすべきログイン時情報の範囲</p>	<p>開示の対象となるログイン時情報の範囲は、それをもとに住所氏名の開示を受け</p>

られる通信の範囲を決めるものでもあります。取りまとめ案にもあるとおり、この範囲が際限なく広がることは、権利侵害情報と関係の薄い通信の秘密やプライバシーを侵害することとなるため、被害者の裁判を受ける権利との関係で必要最小限度になるよう、限定条件を慎重に検討する必要があります。

コンテンツプロバイダにおいて投稿行為のIPアドレスや時刻を記録していない場合に補充的にログイン時情報を開示対象とする取りまとめ案は妥当です。

ログイン時情報の範囲について、発信者の特定に合理的に最小限度のものであれば、形式的に「投稿の直前」「相当程度の時間的接着性」などにこだわる必要まではありません。

ただ、取りまとめ案に例示された「ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係るIPアドレスやタイムスタンプ等」に関しては、侵害投稿が発信された直後のログアウト時の通信はまだしも、その他の例示はもはや権利侵害情報との関係が希薄で、一度権利侵害行為を行った利用者の通信というだけで相当な範囲の通信が開示の対象になりかねないため、例示であるにしても範囲が広すぎ、やはり何らかの歯止めが必要です。

最小限度の情報であることについて限定が付されない場合、1つの投稿行為について多数のログイン時情報が開示されることとなり、そのすべてをもとにISP事業者に対して住所氏名等の開示請求を行えるとすれば、通信の秘密への影響も大きく

	<p>なりますし、ISP事業者側の負担も重すぎることになります。</p> <p>「他方で、前述のとおり、権利侵害投稿を行った発信者と同一の者によるログイン時情報である場合には、それ以上限定を付すことは不要である、との考え方もあり得る。」との点については、全くの無限定であれば賛同できませんが、法令において「発信者の特定に必要最小限度」との抽象的な限定を設け、その具体的な範囲は当事者・開示関係役務提供者の主張をふまえてガイドラインや司法手続などで画定していくことも考えられます。</p>
<p>「また、ログイン時情報を開示対象とした場合、当該ログイン時情報をもとに特定されたアクセスプロバイダに対して、ログイン時の通信の発信者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、プロバイダ責任制限法第4条第1項に規定する『開示関係役務提供者』の範囲に含まれない場合もあり得ることから、請求の相手方となる『開示関係役務提供者』の範囲を明確化する観点から、必要に応じて、法改正によって対応を図ることを視野に入れ、具体化に向けた整理を進めていくことが適当である。」(p.15)</p> <p>「ログイン時情報を開示対象とする方向で検討を深めていくに当たっては、特にアクセスプロバイダに対する開示の場面における権利侵害投稿の通信そのものとは異なる通信に関する発信者のプライバシー及び通信の秘密の保護に関する考え方の整理の必要性や、『特定電気通信』や『開示関係役務提供者』</p>	<p>とりまとめ案で示された左記の問題は、ログイン時情報を開示対象にすること自体と合わせて、十分検討される必要があります。</p> <p>ログイン時情報をもとにISP事業者の開示請求を行う場合、現行法上ISP事業者が開示関係役務提供者に含まれないことが十分考えられ、ログイン時情報を開示対象に加える場合、その先の開示の場面を想定して法改正の必要性を検討する取りまとめになっていることは、適切と考えられます。</p> <p>検討に当たっては、住所氏名の開示請求に応じるISP事業者の応訴負担や実務などについても、十分配慮いただくようお願いします。</p>

<p>の定義や考え方の変更の必要性といった観点にも留意することが必要である。」（脚注19）</p>	
<p>1-(4)その他の情報</p>	
<p>(該当箇所) (全般)</p>	<p>(意見)</p> <p>技術の動向は頻繁に変わりうるため、開示対象である発信者情報の規定を省令に委ねていることと、その趣旨に沿って適切に省令を見直していくこと自体は妥当です。</p> <p>ただし、今回問題となっている「接続先のIPアドレス」のログについては、webのアクセス先など利用者の個々の通信そのものであり、他のログと比べてもきわめて秘匿性の高いものです。通常は料金の計算などに使われることもないため、設備構成などの関係で一部の事業者が記録しているにすぎません。利用目的も、設備の故障対応など、きわめて限定的な範囲にとどまります。</p> <p>その性質上、量も膨大であることから、保存期間も非常に短いことが想定されます。被害者の裁判を受ける権利の保障という目的の実現のために、現実的に有効であるかどうかは、最終的に開示請求を受けることとなるISP事業者の意見を聴くなど、検討をされるようお願いします。</p>
<p>2. 新たな裁判手続の創設について</p>	
<p>2-(1)新たな裁判手続の必要性</p>	
<p>(該当箇所) (全般)</p>	<p>(意見)</p> <p>研究会の議論を拝聴しているところ、新たな裁判手続の創設について事務局から提案がなされた事実はあるものの、構成員の間で創設が必要という結論に達したようには見受けられませんでした。</p> <p>このため、現時点で裁判手続の創設に</p>

	<p>ついて肯定的な記述（さらにいえば、制度の創設が既定方針ともとらえられる記述）をすることは適切ではなく、見出しも含めて、あくまでも議論を始めた段階であることについてわかるような記述にされるよう、ご配慮をお願いします。</p>
<p>「発信者情報開示の場面で、問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多いため、一般的に、①コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分申立て、②アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟という2段階の裁判手続を経て、その後、③特定された発信者への損害賠償請求訴訟を行うという、3段階の手続を経る必要がある。</p> <p>これらの裁判手続、特に発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続を断念せざるを得ないこともあるなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。」(p. 16)</p>	<p>発信者情報開示の段階で2回の裁判手続が必要になる場合、証拠や主張などに重複する部分も多いと考えられますので、発信者の意見を適切に反映するなどの手続保障を前提に、同じことの繰り返しを排除するなど、改善の余地は十分あると考えます。</p>
<p>「例えば、法改正により、発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含</p>	<p>「実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」とある点は、現在被害者に認められている実体法上の開示請求権を廃止することを視野に入れた提案と考えられます。</p> <p>現在、ファイル交換ソフトを利用した著作権の侵害など、権利侵害の明白性の判断</p>

<p>めて、検討を進めることが適当である。」(pp. 16-17)</p>	<p>がつきやすい一部の類型では、ガイドラインにより裁判外の開示が行われていますし、意見照会で発信者が同意した場合は裁判をするまでもなく開示が行われますが、実体法上の請求権が廃止された場合、通信の秘密である発信者情報を裁判外で開示することは困難になります。</p> <p>また、裁判外の開示を促進することを考えるならば、被害者の権利性が明確に規定されている方が望ましいです。</p> <p>発信者の権利の視点からも、発信者情報が開示されるかどうかはそれ自体が重大な利害を有しており、訴訟手続き上の決定で開示の当否が決まるよりも、実体法上の権利関係として判断されるべきではないかと考えます。</p> <p>よって、仮に裁判制度の改善や新たな手続きの創設が行われるとしても、手続きは併存（当事者の選択により、取りやすい手続きを取れる）とすべきと考えます。</p>
---------------------------------------	---

2-(2)新たな裁判手続の制度設計における論点

(該当箇所)	(意見)
<p>(全般)</p>	<p>訴訟手続に代えて非訟手続に移行するとした場合、主に送達が簡易化できるために迅速化が図られる一方で、制度的に反対尋問が保障されないため、発信者の手続保障が十分でなくなるおそれがあると指摘されています。</p> <p>被害者の視点では、確かに発信者情報開示請求は差止めや損害賠償を請求するためのステップのひとつにすぎませんが、発信者は、発信者情報が開示されるかどうか（住所氏名を伏せて発信を続けられるかどうか）自体に重大な利害を有しています。実体的な権利関係として、最終的には訴訟で争う手段を残しておく必要があります。</p>

	<p>ます。</p> <p>このため、発信者の意向でいつでも訴訟に移行できることが必要と考えます。どのような制度であれ、発信者の主張を十分反映させる機会を保障することは、必ず確保されなければならないと考えます。</p> <p>発信者情報開示請求訴訟を受ける立場になることの多いISP事業者としても、当事者がその結果に納得するのであれば、簡易迅速な手続で終結できる非訟手続にはメリットも多いと思います。実際には、ISP事業者がもつぱら裁判所の判断を得るために応訴するケースも少なくないため、そのような場合には被害者もISP事業者も負担を軽減できます。</p> <p>このため、新たな非訟手続の導入そのものに反対ではありません。</p> <p>しかし、研究会の場で構成員が示した多くの懸念（相手方の同意なく取下げができてしまうことなど）が解消されないまま、見切り発車するようなことには反対です。</p>
<p>「発信者情報の開示について特に利害を有しているのは発信者本人であることから、新たな裁判手続を設けるに際しても、発信者の権利利益の確保に十分配慮した制度設計とすることが適当である。</p> <p>この点発信者情報を保有しているのはプロバイダであることから、新たな裁判手続のプロセスにおいても直接の当事者となるのはあくまでプロバイダであることに変わりはないが、プロバイダは、契約上又は条理上発信者の権利利益を守る責務を有していると考えら</p>	<p>既存の裁判制度の改善、新たな裁判制度の創設、どのような制度設計を考えるにせよ、開示の可否の判断にあたって発信者の意見が十分に反映されることは重要であり、また、（権利侵害でない）匿名表現への萎縮が働くようなことも許されません。</p> <p>当事者構造について、当初の段階では発信者が不明であるため、電気通信事業者が当事者になること自体は、ある程度仕方ないと考えます。</p> <p>各社とも、従来から通信の秘密を保護することが重要として事業運営に取り組んでおり、安易に発信者情報が開示されるこ</p>

<p>れることから、新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならぬこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映されるようにするなど、発信者の権利利益の確保を図ることとするのが適当であると考えられる。」(pp. 18-19)</p>	<p>とになれば、表現全般への萎縮を招きかねないことから、発信者の意見を適切に聴取し、発信者が一定の理由を示して開示に同意しない旨を回答した場合は開示を拒否して裁判手続に委ねるなどの対応を行っています。</p> <p>ただ、ISP事業者においては、ごく一部の利用者に関する発信者情報開示請求のために、法務担当者の稼働や弁護士費用など多大な負担を強いられており、そのコストはISP事業の健全な成長を阻害し、最終的には通信サービスの利用者全体に転嫁されてしまいます。</p> <p>侵害情報が実際に流通する場となり、発信者に対して削除等の対応可能性も高いコンテンツプロバイダ側の手続が仮処分であり、通信を媒介したにすぎないISP事業者が本訴に対応していることも、応訴負担のバランスという点で考慮すべきと考えます。本来的には、プラットフォームを提供して収益を得ているコンテンツプロバイダ側において、主要な手続を可能とする方策を検討すべきと考えます。</p>
<p>「この点、円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件(『権利侵害の明白性』の要件)について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する</p>	<p>研究会は被害者側の代理人を務める弁護士も参加されていましたが、「より緩やかなものにすべき」という考え方に賛同した構成員はいらっしゃらなかったと思います。議論の経過を適切に反映するため、取りまとめにおいても、そのことを明確に記載していただくよう要望します。</p> <p>発信者情報が開示される要件自体が緩和されることは、訴訟で争っても開示が認められない事例の中に、新たに開示される場合が生じることを意味します。このことは、被害者の泣き寝入りを防ぐために手続において被害者の負担を軽減することと</p>

<p>必要がある。」 (p19)</p>	<p>は次元を異にする問題であり、くれぐれも極めて慎重に考えられる必要があります。</p> <p>また、発信者にとっては住所氏名が開示されないこと（住所氏名を明かさずに情報を発信し続けること）自体に重大な利害を有していますので、発信者側の手続保障が確保されないことで誤った判断がなされた場合、それを回復する手段がないことにも、十分な配慮が必要です。</p>
<p>「新たな裁判手続を導入した場合には、前述1.の発信者情報の開示対象の拡大と相俟って、発信者情報開示の請求を行いやすくなることが期待される反面、当該手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ裁判（訴訟））も増える可能性があることから、それを防止するための仕組みを検討する必要があるとの指摘があった。」 (p. 20)</p>	<p>深刻な誹謗中傷などに苦しむ被害者を救済しきれていない一方で、会社や医療機関などから、口コミサイトや掲示板に従業員や顧客が書き込んでいると思われるネガティブな評価に関連する発信者情報開示請求がそれなりの件数に上ります。特に従業員が発信者である場合、真実性や公益性を有することで権利侵害に当たらないような場合であっても、ISP事業者から意見照会が行われること自体が発信者への萎縮につながる場合があります（中には、それを期待していると思われる例さえあります）。</p> <p>裁判制度上、スラップのハードルを下げずに被害者の救済のハードルだけを下げるとは困難だと思いますが、被害者への公的支援を充実させるなど、裁判制度全般の厳格さを維持しながら、被害者の泣き寝入り防止を図っていくことが期待されます。</p>
<p>3. ログの保存に関する取扱い</p>	
<p>(該当箇所)</p> <p>「発信者情報開示の場面においては、被害者が投稿後、一定の時間が経ってから権利侵害投稿に気づく場合や、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかか</p>	<p>(意見)</p> <p>取りまとめ案でもすでに示していただいておりますが、改めて電気通信事業者の団体として、一律の保存延長の義務付けについては、まったく賛成できません。</p> <p>電気通信事業者は利用者の通信記録（ロ</p>

るケースでは、アクセスプロバイダが保有する IPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性があるという課題が指摘されている。上記の課題の解決策としては、プロバイダが保有しているすべてのユーザのログについて、一律に保存期間を延長すべき（保存の義務付け）等の意見があるが、ログについては、通信の構成要素であることから、通信の秘密として保護される対象であり、従来、ログ保存の義務づけにはかなり慎重な検討がなされてきたことに加え、むしろ、プライバシー等の観点から、IPアドレス・タイムスタンプなどのログについては、業務上の必要がなくなった場合には消去しなければならないこととしている既存の法制度の考え方との整合性、プロバイダの負担、海外事業者への義務づけの実効性等の観点から、一律のログ保存の義務付けは困難であるとの指摘が多くの構成員からあった。」(pp. 21-22)

「これらの指摘も踏まえると、この課題に対応するに当たっては、一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。(p. 22)

グ)を、適切な事業運営のために取得していますが、これはあくまでも通信設備の安定的な維持と、利用者に公平に料金を負担していただくために行っていることで、権利侵害情報の発信者の探知や、場合によっては犯罪捜査などに用いることは、本来の使い道ではありません。

保存期間も通信サービスの提供のために必要最小限のものとしており、それ以外の目的のために保存期間を一律に延長することは、通信事業者におけるログ保存の目的を大きく変質させるものです。

利用者が安心して生活やビジネスのために通信サービスを利用できるのは、電気通信事業者が通信の秘密を守り、誰からも通信に干渉されることがないという信頼があるからです。必要以上にログを取得し、保存することは、利用者の通信サービスへの信頼を損なうことになりかねません。

権利侵害の明白性について十分な検討を尽くして判断することを考えると、開示関係役務提供者において仮にログを抽出・保全し、権利関係が確定したのちに開示を行えるようにすることは、被害者の救済と、通信の秘密の保護を両立させる方法として、妥当な解決策だと考えます。

すでに実務でも、被害者側から仮処分の申立て、または裁判外の要請で発信者情報を消去しないよう申出がなされることが

	<p>あり、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」においても、その場合の対応ができることについて言及しています（ガイドライン3ページ脚注4、6ページ脚注5）。</p> <p>コンテンツプロバイダにおいて権利侵害の明白性の判断がつかず、開示までに時間がかかるような場合でも、コンテンツプロバイダからISPに対して係争中である旨を適切に通知するしくみがあれば、ISPとしても一定期間の保全に応じられるとする余地が十分あります。</p> <p>係争と関係のない利用者の通信の秘密に与える影響もないため、今後、実務的な問題点などをISP事業者とも調整しながら、実効性の高い制度を検討していくことが期待されます。</p>
<p>4. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題</p>	
<p style="text-align: center;">（該当箇所）</p> <p>「現在の主要なSNSはその多くが海外のコンテンツプロバイダによって提供されているサービスであることから、本中間とりまとめにおいて行っている発信者情報開示に関する制度設計の具体的な検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。」 (p23)</p>	<p style="text-align: center;">（意見）</p> <p>日本で権利被害が発生している場合に、コンテンツプロバイダが海外に所在するというだけで、被害者の負担が非常に重くなることは、望ましいことではありません。</p> <p>少なくとも、日本国内に相当数の利用者がいるなど国内で一定の影響力を有し、収益を得ているコンテンツプロバイダについては、日本からの権利行使を円滑に行えるような対応を求めたとしても、被害者のおかれている立場に比べて過重な負担を求めることにはならないと考えます。</p>
<p>「しかし、この点について、前述2.の新たな裁判手続の創設を検討する際において、当該裁判手続が海外のプロバイダに対して実効性のある仕組みと</p>	<p>海外のコンテンツプロバイダとの係争は件数も多いと考えられ、その多くは名誉毀損やプライバシー侵害などの被害救済のためと考えられますので、新たな裁</p>

<p>なるよう検討を行うことができれば、海外のプロバイダに対する訴状の送達の課題は一定程度解決が図られるとも考えられる。」(p23)</p>	<p>判手続の創設を既定方針として考えることなく、問題となる送達などにおいて、民事訴訟法の特例を検討するなど、現状の制度のうち分野特有の問題に対応できていない点から検討していただきたいと思います。</p>
--	--

5. 裁判外（任意）開示の促進

(該当箇所)	(意見)
<p>「被害者救済の迅速化のためには、前述2.のとおり新たな裁判手続の創設について検討することに加え、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましく、裁判外（任意）での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘がある。</p> <p>この点、権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であると考えられる。</p> <p>また、プロバイダが、故意ではなく過失により、裁判外で（任意に）開示した場合には、通信の秘密の侵害に係る刑事上の処罰対象とはならないという一般的な解釈について、ガイドライン等に明記することも、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくすることに</p>	<p>少なくともISP事業者の場合、裁判外の開示に応じられない事例は、ISP事業者にとって権利侵害が明らかでないために、やむを得ず裁判所に判断を委ねている事例です。</p> <p>権利侵害の明白性について、民間相談機関やガイドラインの充実なども、裁判外の開示を増やす効果があると考えられますが、それでも発信者への意見照会において不同意の回答がなされ、権利侵害にあたらぬとする一定の根拠も示されている場合などは、それをISPの判断で覆して「権利侵害が明らか」とすることは難しいです。</p> <p>なお、過失により発信者情報を誤って開示してしまった場合に刑事上処罰されることはありませんが、過失による通信の秘密侵害（典型的には漏えい事案）は行政処分の対象ですし、過失による通信の秘密侵害を恐れずに行動することを電気通信事業者に促すことは、政策的にも少し難しいように思います。</p>

<p>資すると考えられる。」(p. 24)</p> <p>「なお、この点に関して、例えば、プロバイダにとって要件該当性の判断が困難なケースにおいても裁判外での開示を促進する観点から、本来は開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設けるという方策も考えられる。</p> <p>しかしながら、発信者情報は、その性質上、いったん開示されてしまうと原状回復が難しいこと、また、本来開示すべきではない適法な情報発信であるにもかかわらず、発信者情報が開示されるケースが増加すれば、適法な情報発信が行いづらくなるなど、表現活動に対する萎縮効果を生じかねないこと、さらに、発信者情報開示制度の悪用や濫用、濫訴等のリスクが高まる可能性や、不真面目なプロバイダによる不適切な対応を是認する形になる可能性などの懸念が払しょくできないことから、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定の導入は不適當であると考えられる。」(p. 25)</p>	<p>開示関係役務提供者に対して、過失による誤開示の場合の免責規定を設けることは適切ではないとする取りまとめに賛同します。</p> <p>仮にこのような規定が設けられた場合、確かに裁判外の開示は進む可能性がありますが、ある程度の誤開示を伴ってでも発信者情報を開示するように誘導する立法をすることにほかならず、通信の秘密の保護を定めた憲法との関係さえ懸念されま</p> <p>す。</p> <p>誤って自身の情報を開示されてしまった発信者にとっては、原状回復ができないことはもちろん、誰からも補償が得られないという、きわめて不当な結果になります。表現活動全般への萎縮効果は相当程度懸念されますし、開示関係役務提供者にとっても、日頃から通信の秘密保持に細心の注意を払っていることと大きな矛盾が生じるものです。</p>
<p><第3章 今後の検討の進め方></p>	
<p>(該当箇所)</p>	<p style="text-align: center;">(意見)</p> <p>発信者情報開示の制度には、被害者の救済のために十分機能していない点もあり、その改善が必要なことに全く異論はありません。当協会も、プロバイダ責任制限法ガイドライン検討協議会などの場を通じて、実際に開示請求に対応する現場の感覚をもとに、改善のために引き続き努力してまいります。</p> <p>昨今、SNSでの誹謗中傷問題に関連して、発信者情報開示の制度についても関心が高</p>

	<p>まっています。発信者情報開示は、すでに看過できない被害が生じてしまった後に事後的に権利を救済する手段にすぎないことをふまえ、より早い段階での対応である、権利侵害情報の迅速な削除や、利用者への啓発など、政策全体で調和のとれた総合的な対策を進めていくように要望します。特に利用者啓発は被害そのものの抑制につながることから、幅広い世代の国民に対し、継続的に行うことが必要と考えます。</p> <p>SNSなどでの個人の情報発信は、住所氏名を明かさずにできるからこそ、活発に行われています。インターネットでの匿名の情報発信は表現の形態として広く受け入れられ、民主主義や新たな文化を支える段階に達しています。</p> <p>匿名性の悪用に対してきちんと責任を追究することは重要ですが、そのことに傾くあまりに、匿名での情報発信そのものを萎縮させることのないよう、くれぐれも配慮した進め方をしてくださるよう、重ねてお願いします。</p>
<その他>	
(該当箇所)	(意見)